



2026 年 8 月 19 日

各 位

会 社 名 A N Y C O L O R 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 田 角 陸
(コード番号：5032 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 釣 井 慎 也
TEL. 03-4335-4850

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2026 年 9 月 18 日
(2) 発 行 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 5,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 2,794 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	13,970,000 円
(5) 株式の割当ての対象者 及びその人数並びに 割り当てる株式の数	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。） 2 名 各 1,072 株 執行役員 4 名 各 714 株
(6) そ の 他	本新株発行については、有価証券通知書を提出しております。

2. 本新株発行の目的及び理由

当社は、2026 年 6 月 24 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、2025 年 6 月 25 日開催の取締役会において決議し、2025 年 7 月 29 日開催の第 8 回当社定時株主総会にて導入をご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定（以下「本改定」といいます。）を決議いたしました。なお、本改定については 2026 年 7 月 28 日開催の第 9 回当社定時株主総会においてご承認をいただいております。本制度及び本改定の内容については 2025 年 6 月 25 日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び 2026 年 6 月 24 日付「譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。

今般、本制度の目的、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び当社の執行役員（以下総称して「対象取締役等」といいます。）の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役等に対し本新株発行につき現物出資財産として払い込むことを条件に金銭報酬債権合計 13,970,000 円を支給することを決議するとともに、対象取締役等に対し本新株発行を行うことを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、譲渡制限期間は後記 3 のとおりとしております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役等は、以下に定める期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

①本割当第一種株式

2026年9月18日（以下「本払込期日」といいます。）から3年間

②本割当第二種株式

2026年9月18日から退任する日（執行役員へ付与される本割当第二種株式については、退職する日）までの期間

（2）対象取締役における譲渡制限の解除

当社は、(i)本第一種譲渡制限付株式については、以下の第1号に定める事由を条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、本譲渡制限期間中に、対象取締役が当社の取締役の地位から正当な理由により退任（本払込期日から1年以上経過する前に退任した場合を除く。）した場合には、退任直後の時点とする。）をもって、当該時点において対象取締役が保有する本第一種譲渡制限付株式についての本譲渡制限を解除し、(ii)本第二種譲渡制限付株式については、以下の第2号に定める事由を条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本第二種譲渡制限付株式についての本譲渡制限を解除する。

①本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと

②当社の取締役会が正当と認める理由による退任であること

（3）当社の執行役員における譲渡制限の解除

当社は、(i)本第一種譲渡制限付株式については、以下の第1号に定める事由を条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該執行役員が保有する本第一種譲渡制限付株式についての本譲渡制限を解除する。ただし、当該執行役員が本譲渡制限期間中に以下の第2号又は第3号に該当した場合には、それぞれ別途定める事由を条件として、該当した時点をもって、当該時点において当該執行役員が保有する本第一種譲渡制限付株式についての本譲渡制限を解除する。

- ①本譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役員の地位にあったこと
- ②定年又は当社の取締役就任に伴い退職する場合
- ③本払込期日から1年経過後、本譲渡制限期間が満了する日の間に、正当な理由により退職する場合

また、当社は、(ii)本第二種譲渡制限付株式については、当該執行役員の退職が、当社の就業規則に定める懲戒解雇以外の理由による退職であることを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該執行役員が保有する本第二種譲渡制限付株式についての本譲渡制限を解除する。

(4) 本割当株式の無償取得

- ①当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)及び(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ②また、非違行為があった場合等、本割当契約に定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、対象取締役等が専用口座を開設し、管理される。なお、当該証券会社は大和証券株式会社を予定している。

(6) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行の発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値2,794円といたしました。本新株発行に係る発行価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

以 上